

# 富山県県産材利用促進条例（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の 実施結果について

## 1 条例案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

県産材利用促進条例（仮称）検討プロジェクトチーム（座長 宮本 光明 議員）

## 2 意見募集期間

平成28年6月7日（火）から7月6日（水）まで

## 3 意見募集方法

富山県議会ホームページ、県庁（議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口）、  
各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

## 4 意見提出者数

5人

### 【提出方法】

書面	電子メール	計
2人	3人	5人

## 5 意見提出件数

6件

### 【提出内容】

内容	件数
総則（県等の責務）に関すること	2件
市町村に対する支援に関すること	1件
その他	3件
計	6件

## 6 意見の概要及び意見に対する条例案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例案作成者の考え方	関係条文
1	<p>「市町村の責務」について、条文を追加するべきでないか。 (市町村の責務)</p> <p>第 1 条 市町村は基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県産材利用の促進に関する施策を総合的に作成し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市町村は、県産材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、関係事業者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>	<p>市町村では、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めていますが、建築コストや材料調達などの課題があり、県産材の利用拡大は期待されたほど進んでいないのが現状と認識しています。</p> <p>県と市町村は対等・協力の関係にあり、県産材の利用促進は県と市町村がともに取り組むことが重要であることから、この条例案では第 4 条に第 2 項を加え、県は市町村と連携し、及び協力するよう規定しました。</p> <p>さらに、去る 6 月 7 日には、自由民主党富山県議会議員会から知事に対し、市町村が整備する公共建築物を含め、木造率の引き上げを図るよう申し入れを行ったところです。</p> <p>県における条例の制定を契機に、また、条例に基づく施策の実施により建築コストや材料調達などの課題が解決されることを通じて、市町村においても県産材の利用がさらに進むよう引き続き取り組んでまいります。</p>	第 1 章 総則
2	県の責務（第 4 条）に県産材の長所及び特徴を県外及び国外に情報提供し、県産材の拡販を実施することを追加するとよい。	<p>県産材の適切な利用の確保は極めて重要であり、県の責務（第 4 条）を受け、第 3 章「県の基本的施策」で「県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物の建築等を促進するため、その需要の開拓のための支援その他の必要な施策を講ずる（第 12 条）」と具体に定めています。</p> <p>これについては県内、県外を問わず、県産材の利用拡大により効果のある施策が講ぜられるべきと考えています。</p>	第 4 条
3	<p>公共建築物等における木材利用の促進に関する法律に基づく「射水市公共建築物等木材利用推進方針」を定めているが、現実は、室内装飾及び床材に施工費用が廉価なものに最終決定されている。このことから市町村に対する支援（第 18 条）は、技術的な助言に加えて、財政上の支援を実施することを明文化する。</p> <p>その結果、設計担当者は、今木材に無関心だけれども将来木材の特徴を十分に生かした設計を心懸けるようになる。</p>	<p>議会において、県産材の利用促進に関する予算の確保と市町村に対する効果的な支援が行われるよう求めてまいります。</p> <p>また一方、建築材料の生産コストを低減することも課題と考えており、林業の生産性の向上（第 10 条）や建築材料の製造施設の整備や流通に対する支援（第 11 条）についても規定しているところです。</p>	第 18 条
4	<p>条例の制定は、常に森林に携り森林の荒廃と林業の衰退を目の当たりにしてきた者として喜ばしく、また県土保全及び森林環境の改善のため、意義がある。</p> <p>林業の現場では、境界の不明問題や国による経営計画制度の導入など補助要件の制限も多くなり、木材価格の低迷や現</p>	<p>手入れ不足の状態を続けた人工林は、間伐しても健全な森に戻ることが難しく、崩壊の危険性もあります。木材生産による森林整備をさらに進める必要があり、第 10 条第 1 項のとおり、林業の生産性を向上させ、林業を担う人材を育成・確保することが重要と認識しています。</p>	その他

番号	意見の概要	意見に対する条例案作成者の考え方	関係条文
	<p>場条件により、採算割れとなる現場が多々発生しているが、是非、県独自の条例を制定し、森林・林業や木材関連事業に携る者が安心して働く環境を整え、地元に担い手が多く育ち、美しい森林を次世代に引き継いでいけるよう、心から願っている。</p>	<p>なお、ご意見にあった境界の不明問題には、早急に対応すべきであり、第 10 条第 2 項に「県は、森林の土地の位置境界の明確化を促進する等森林の施業が適切に行われるため必要な措置を講ずるよう努める」ことを明記しました。</p> <p>林業・木材関連事業に携る方々が安心して働き、美しい森林を次世代に引き継げるよう取り組んでまいります。</p>	
5	<p>植えて、長い年月をかけ育て、伐採したもののが、今以上に有効利用され、目に見える形で使用されることで、森林所有者、保育管理に携わる者が、やりがいと誇りを持ち続けられる。</p> <p>この条例により、一層循環型の林業へシフトし、県土の保全と水源の涵養につながり、県民の生活環境がよくなるよう期待する。またそのことが、現場の作業員や後継者へのモチベーションになる。</p> <p>さらに、子供達や学生、設計士への木育を推進することで、木への親しみや、木・林・森と、その産物としての材のすばらしさと重要性が理解され、当たり前に県産材が流通することを期待する。</p>	<p>本県では、県土面積の 1 割以上に当たる 5 万 ha の人工林が植栽されており、うち 7 割が建築用材に適する 40 年生以上となるなど、本格的な利用期を迎えてます。</p> <p>ご意見のとおり、この潤沢な森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造造成することを通じて林業、木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域にやりがいのある安定的な雇用を創出することがこの条例案の大きな目的です。</p> <p>また、木育の推進等による県民理解の醸成、設計者等の育成確保、研究開発の推進により、可能な限り木材が優先して使用される社会となるよう努めてまいります。</p>	その他
6	<p>林業の現場では、長引く木材価格の低迷により森林への関心が低下し、境界の不明確が深刻化し森林整備が出来ない現場が拡大する悪循環に陥っている。</p> <p>県産材の利用促進を妨げる原因の根底には安い原木取引価格があり、現在の素材販売収入では、木を伐って再び植林し育てることは非常に困難な状況にある。</p> <p>条例の制定が、県産材利用促進が図られ、森林所有者が森林への関心を取り戻すきっかけになると期待している。</p> <p>林業の悪循環が解消され、林業・木材産業全体が循環型産業へと再生出来るよう、積極的・具体的な基本計画の立案をお願いしたい。</p>	<p>森林・林業は極めて困難な状況にあります。木材の価格低迷が森林の荒廃と林業の衰退につながり、それが木材のさらなる需要減少を招く悪循環を断ち切らなければなりません。</p> <p>そのためには、事業者・県民に対して県が効果的に支援を行うこと、林業、木材の製造・流通、建築物の設計・施工の各事業者が緊密に連携協力することが不可欠であるとの基本認識から、この条例案を作成しています。</p> <p>また、知事が策定することとなる「県産材利用促進基本計画（仮称）」については、去る 6 月 7 日、自由民主党富山県議会議員会から知事に対して申し入れを行い、平成 29 年度以降の 5 年間を「県産材利用促進の集中取組期間」と位置付け、基本計画実現のための県の支援策をアクションプランとして提示するよう求めたところです。</p> <p>林業・木材産業の成長産業化が早期に実現するよう、引き続き働きかけてまいります。</p>	その他